

(平成24年7月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	10 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和57年7月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年1月から同年3月まで
② 昭和57年7月から58年3月まで

私は、昭和57年1月に、将来の年金受給のために、市役所で加入手続を行い、国民年金保険料を納付し始めた。

私は、納付意思をもって国民年金保険料を納付し始めたので、未納のまま放置するはずは無く、納付できないので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳によると、申立人は、当該期間直前の昭和57年4月から同年6月までの保険料を納付日は不明であるものの、過年度納付していることが確認できる。日本年金機構A事務センターによると、過年度納付書の発行については、当時は前年度未納者に対して、前年度分の未納期間に係る納付書を作成し送付されることが一般的であったことから、同年6月に後続する申立期間②に係る過年度納付書が発行されていたことが推認でき、申立人が当該期間の保険料をそのまま放置するとは考え難いことから、当該期間の保険料を過年度納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間①について、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は昭和58年4月に払い出されており、当該記号番号の前後の任意加入被保険者の資格取得日から、申立人は、同年3月頃に国民年金の加入手続を行ったものと推認されることから、申立人が当該期間の保険料を納付するには、過年度納付によることとなるが、過年度納付書に関する当時の取扱いから、申立期間①に係る過年度納付書は、上記の申立期間②に係る過年度納付書と同時期に作成されていないことが推認される上、申立人が申立期間①の保険料を納付したことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和57年7月から58年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年4月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和51年4月から52年6月まで
② 昭和52年7月から同年9月まで
③ 昭和53年4月から54年3月まで

私は、大学を卒業した昭和51年4月以降も大学の研究生としてA県B市で生活していた。その時の国民年金保険料については、母親が実家のあるC県D市役所で国民年金の加入手続を行い、納付してくれていた。

年金記録を確認したところ、30か月も未納期間があるとされており納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③について、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号(*)は、昭和54年8月にA県B市で払い出されており、当該記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得日から、同年7月頃に申立人に係る国民年金の加入手続が行われたものと推認され、当該加入手続時点において、申立人は、当該期間の保険料を過年度納付することが可能であった。

また、申立人の当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳及び還付整理簿によると、申立人は、昭和54年9月に発行された納付書により、同年11月に52年7月から53年3月までの国民年金保険料を過年度納付したところ、当該期間のうち申立期間②となる52年7月から同年9月までの保険料については、当該納付時点において、既に時効により納付できなかった期間であったことから、当該期間の保険料について還付決定がなされたことが確認できる。

しかしながら、社会保険庁(当時)の取扱いによれば、還付金がある場合に

は、時効となっていない未納保険料に充当することとされており、上記の還付決定の時点では、申立期間③の国民年金保険料は時効となっていないため、充当可能であるにもかかわらず、その形跡が見当たらないことを踏まえると、申立期間③については、納付済みであったものと考えられる。

一方、申立期間①について、上記加入手続時点において、申立期間①のうち昭和51年4月から52年3月までの保険料は、既に時効により納付することができず、申立期間①については、特殊台帳によると、昭和52年度の摘要欄に「54.9.16 納付書発送」との記載が確認でき、この時点では、当該期間の保険料は既に時効により納付することができない上、特殊台帳において、当該期間の保険料を納付したとする形跡は見当たらない。

また、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付するには、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、申立人の氏名を複数の読み方により検索したが、申立人に対して上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人の母親及び申立人が当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間②については、前述のとおり、当該期間の保険料が既に時効により納付することができなくなった昭和54年11月に過年度納付されたことから、還付決定がなされたことが特殊台帳及び還付整理簿により確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年4月から54年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年2月までの期間、同年3月から44年9月までの期間及び53年4月から55年3月まで期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から42年2月まで
② 昭和42年3月から44年9月まで
③ 昭和53年4月から55年3月まで

私は、昭和44年12月頃、A市B支所で生活保護を受けるための手続を行った際、職員に勧められて国民年金に加入するとともに、国民年金保険料は免除の手続を行ったが、その職員から「昭和36年から、かけることにします」と聞いたことを覚えている。その後、生活保護が停止となり、同市C支所に年金相談に行った際、生活保護の期間は、年金受給額が3分の1になると説明を受け、月割りに分割した納付書を受け取り、納付したことで遡って全ての期間の保険料を納付したと思っていたのに、未納や免除期間が残されていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、生活保護の受給終了後、A市C支所で交付された分割の納付書で、申立期間①、②及び③の国民年金保険料を遡って納付したとしており、まとめて分割の納付書をもらったのは、一度だけであると主張している。

しかしながら、申立期間①及び②について、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿によると、昭和54年6月5日に申立期間②直後の44年10月から53年3月までの法定免除期間に対する追納納付書を交付したことが記載されており、申立人が供述する分割納付書を受けとったのは、この時点と推認されるところ、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳によると、申立期間①及び②は国民年金保険料の未納期間であり、当該時点では、申立期間①及び②は既に時効により保険料を納付することができない。

また、上記追納納付書が発行された昭和 54 年 6 月は、第 3 回特例納付の実施時期(53 年 7 月から 55 年 6 月まで)であるところ、上記特殊台帳によると、申立期間①及び②を特例納付した記録は見当たらない。

さらに、申立期間③について、上記 A 市の国民年金被保険者名簿によると、当該期間の納付書が発行した記載は見当たらず、オンライン記録においても当該期間に係る追納申出の記録は無く、当該期間の保険料を納付した記録は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年3月から同年9月までの期間、7年1月及び同年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年3月から同年9月まで
② 平成7年1月及び同年2月

私が20歳になった平成6年*月頃、母が私の国民年金の加入手続を行い、口座振替で国民年金保険料を納付してくれた。申立期間①については、資格取得日からすると、納付開始の時期が遅すぎ、また、申立期間②については、母は銀行口座の預金残高が不足していたことは考えられないとしており、口座振替で納付している期間に未納期間があることに納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②について、申立人の母親が国民年金の加入手続を行い、それ以降の国民年金保険料は、口座振替で納付してくれていたと主張している。

しかしながら、申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成6年9月に払い出されていることが、国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、前後の被保険者の加入状況からこの頃に国民年金の加入手続が行われたものと推認され、申立期間①は、上記加入手続時点から遡及する期間となる
ところ、申立人に係るA市の平成6年度国民年金収滞納一覧表によると、申立期間①の国民年金保険料を納付書で納付した記録は見当たらない。

また、申立期間②について、上記収滞納一覧表によると、申立人は、当該期間前後の平成6年10月から同年12月まで及び7年3月の国民年金保険料を、口座振替により納付していることが確認できるものの、申立期間②に係る収納状況、収納方法等の欄は空欄であるところ、A市によると、同年1月及び同年

2月の保険料は、災害のため口座振替を中止し、翌月に納付書を送付したとしており、預金残高の有無にかかわらず、保険料の口座振替が行われなかった事情がうかがえる。

さらに、オンライン記録によると、平成7年8月8日付けで申立人に対して過年度納付書が発行されていることが確認でき、当該日においても、申立期間①及び②が未納期間であったものと推認されるどころ、申立人の母親から、納付書により遡って国民年金保険料を納付したとする主張は無い。

加えて、申立人の母親が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 3108 (事案 2298、2811 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月まで(昭和39年度のうち、6か月は納付済み。)の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで(昭和39年度のうち、6か月は納付済み。)

私は、昭和40年1月頃、役所の職員が国民年金の加入勧奨のため自宅に来た際、3年間遡って納められるとの説明を聞き、国民年金に加入し、加入時の国民年金保険料と3年間遡った保険料を、その時の集金人に一括で納付した。前回までの審議で、妻に係るA市の国民年金被保険者名簿に記載された最初の納付日から、私たち夫婦の加入時期を41年11月17日頃と推認しているが、当該名簿の記録は不完全である上、私は妻より早く加入手続を行ったので容認できない。多面的な分析及び精査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

前々回の申立てについては平成23年4月18日付け、前回の再申立てについては同年10月31日付けで、当委員会の決定に基づき年金記録の訂正は必要でないとする通知を行っている。

今回の申立人の再々申立内容は、前々回及び前回の申立内容と同様であり、当委員会の決定を変更すべき新たな資料・情報は無く、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から62年3月まで

私は、昭和58年10月頃、国民年金の加入手続を行い、結婚する直前の62年5月頃に母親と一緒にA県B市役所に出向いて、国民年金保険料を2年間遡って納付できるとの説明を受け、約2年分の保険料を納付したにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和58年10月頃に国民年金の加入手続を行い、62年5月頃、B市役所で申立期間の国民年金保険料を納付したと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号(*)は、昭和62年7月にC市で払い出されており、同市の国民年金マスターチェックリストに記載されている、資格取得に係る届出日から、申立人は、同年6月に同市において国民年金の加入手続を行ったものと推認できることから、58年10月頃にB市役所で加入手続を行ったとする申立内容とは符合しない上、同市は、申立人に係る国民年金の加入歴は見当たらないとしている。

また、申立期間直後の昭和62年4月及び同年5月の国民年金保険料を同年11月6日にC市において現年度納付していることが同市の収納記録リストにより確認できるところ、同市の国民年金マスターチェックリスト及びオンライン記録では、申立期間の保険料を納付した記録は見当たらない。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、申立人の氏名を複数の読み方によりA県及びD県内で検索したが、申立人に対して上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年3月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月から51年3月まで

私が20歳になった昭和46年*月頃、父親が市の職員の勤めにより私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料も納付してくれていたにもかかわらず、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和46年*月頃、父親が市の職員の勤めにより申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料も納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号(*)は、昭和51年2月に払い出されており、A市の国民年金収滞納一覧表の異動処理欄の記録から、同年4月頃に申立人に係る国民年金の加入手続が行われたものと推認されることから、46年3月頃に申立人の父親が加入手続を行ったとする申立内容とは符合しない。

また、上記の国民年金加入手続時点では、申立期間の一部は既に時効により国民年金保険料を納付することができない期間に該当する上、申立人に対して、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の父親及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年11月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年11月から53年3月まで

私は、昭和50年10月に結婚した。妻がその時に国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料も納付している。夫婦同時に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付しているはずなので、申立期間における記録が未納とされているのはおかしいと思う。現在の年金記録に納付できないので、年金記録確認第三者委員会に申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚後、夫婦同時に国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号(*)は、昭和53年4月にA社会保険事務所(当時)で払い出され、B市の国民年金被保険者資格取得・喪失届により、同年3月24日に申立人に係る国民年金の加入手続きが行われたことが確認できるところ、申立人の妻の国民年金手帳記号番号は、50年12月にC社会保険事務所(当時)で払い出されていることが確認できることから、夫婦一緒に国民年金の加入手続きを行ったとする申立内容とは符合しない。

また、上記の国民年金の加入手続きが行われた時点では、申立期間の一部は既に時効により国民年金保険料を納付することができない期間に該当する。

さらに、申立人の妻及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年10月から43年3月までの期間及び55年10月から56年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年10月から43年3月まで
② 昭和55年10月から56年2月まで

私は、昭和43年6月頃、母や周りの人から勧められ、市役所で国民年金の加入手続を行った。自宅に来た女性集金人に、未納分も納付したほうがよいと言われたので、母から4,000円ぐらいを借り、申立期間①の国民年金保険料として3,500円ぐらいをまとめて同集金人に納付した。申立期間②については、55年10月に会社を退職後、国民健康保険に加入するため同市役所に出向いたところ、国民健康保険は国民年金とセットだと言われたので、その時に加入手続を行ったと思う。保険料は、退職金からまとめて納付したのに、未納とされているのでよく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①について、昭和43年6月頃、市役所で国民年金の加入手続を行い、自宅に来た集金人に未納保険料の納付勧奨を受け、3,500円ぐらいをまとめて同集金人に納付し、申立期間②について、55年10月の会社退職後、国民年金の加入手続を行い、まとめて保険料を納付したと主張している。

しかしながら、申立期間①について、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和45年に養子縁組後の氏名で払い出されていることが確認でき、申立人が所持する国民年金手帳の発行日は、同年9月14日と記載されていることから、この頃に国民年金の加入手続が行われたものと推認されることから、43年6月頃に国民年金の加入手続を行ったとする申立てと相違する上、当該加入手続時点では、申立期間①は既に時効により保険料を納付できない期間となり、当時の国民年

金被保険者台帳である特殊台帳においても、当該期間の保険料を納付した記録は見当たらない。

また、申立期間②について、上記特殊台帳及び国民年金手帳のいずれにも、当該期間に係る資格記録は見当たらず、国民年金に未加入の期間であることが確認でき、申立人は当該期間の国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年10月から62年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年10月から62年12月まで

私は、昭和61年10月頃に、A市役所において国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、A市役所又は勤務先近くの銀行窓口で毎月納付し、63年1月の保険料からは、勤務先近くの銀行窓口において納付するように変更したと記憶しているにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和61年10月頃に、A市役所において国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号(*)は、平成元年4月に払い出されていることが確認でき、申立人は、この頃に国民年金の加入手続を行ったものと推認されることから、昭和61年10月頃に国民年金の加入手続を行ったとする申立内容とは符合しない。

また、上記の国民年金加入手続時点では、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付することができない期間に該当する。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、申立人の氏名を複数の読み方で検索したが、申立人に対して上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年12月から6年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年12月から6年9月まで

私が20歳になった時、A市役所から国民年金に関するお知らせの書類が届いたので、平成5年12月又は6年1月頃、自分自身で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料については、納付書に記載された納期限内に1か月分ずつ郵便局か銀行の窓口で納付していたが、未納とされていることに納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成5年12月又は6年1月頃、自身が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料については、納付書に記載された納期限内に1か月分ずつ郵便局又は銀行の窓口で納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料の納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、平成7年4月19日に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人に係るA市の被保険者台帳によると、同年3月28日に新規資格取得の入力がされていることが確認できることから、この頃に国民年金の加入手続が行われたものと推認され、申立内容とは符合しない上、上記の加入手続時点において、申立期間に係る国民年金保険料を過年度納付することは可能であったものの、オンライン記録によると、当該期間の保険料を過年度納付した記録は見当たらない。

また、オンライン記録によると、申立人が、申立期間直後の平成6年10月及び同年11月の国民年金保険料を8年11月21日に過年度納付していること、及び6年12月から7年3月までの全額免除期間について追納申出を行い、8年11月21日に追納していることが確認でき、申立人はこの頃に、保険料の納付を開始したものと推認されるところ、当該納付時点では時効により申立期間の保険料を納付することができない。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、申立人の氏名

を検索するも、申立人に対して上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 3115

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年7月から60年3月までの期間及び60年4月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年7月から60年3月まで
② 昭和60年4月から61年3月まで

私は、母に勧められ、昭和52年7月にA市の市民センターで国民年金任意加入の手続きを行い、国民年金保険料の納付方法はよく覚えていないが、同センターで毎月納付していた。しかし、60年4月にB市へ転居したことから、申立期間①及び②の納付記録が消去された可能性も考えられるので、よく調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に任意加入して以降、申立期間の国民年金保険料についてもA市の市民センターで、毎月、納付していたと主張している。

しかしながら、申立期間①のうち、昭和58年7月から同年9月までの期間について、当時の現年度納付を管理していたA市の申立人に係る国民年金被保険者台帳において、当該期間は未納とされていることが確認できる上、申立人に係る当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳において、当該期間を過年度納付した記録は見当たらず、申立人から遡って保険料を納付したとの主張も無い。

また、申立期間①のうち、昭和58年10月から60年3月までの期間及び申立期間②について、上記A市の国民年金被保険者台帳及び特殊台帳のいずれにおいても、58年10月5日に国民年金の任意加入被保険者資格を喪失していることが確認でき、これは申立人が所持する年金手帳の資格記録の記載とも一致しており、当該期間は国民年金に未加入の期間であり、申立人は、国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、申立人の氏名について複数の読み名で検索を行うも、申立人が所持する年金手帳に記載された国民年金手帳記号番号とは別の同手帳記号番号は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。